

青森県報

第二千六百八十三号

平成十八年
九月二十二日
(金曜日)

目次

訓 令

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令…………… (防災消防課) …… 一

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定…………… (青少年・男女共同参画課) …… 一

保安林の指定解除予定…………… (林政課) …… 二

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要…………… (経営支援課) …… 二

土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) …… 三

平成十七年度財団法人道庁県会館災害共済事業経営状況の公表…………… (経 理 課) …… 三

建設業者の許可の取消し…………… (中 南 地 域 局) …… 三

右 同…………… (青森県土整備事務所) …… 三

右 同…………… (同) …… 四

右 同…………… (同) …… 四

右 同…………… (同) …… 四

道路の位置の指定…………… (十和田県土整備事務所) …… 五

公安委員会

警備員の検定合格者審査の実施……………

(生活安全課) …… 五

訓

令

青森県訓令甲第四十九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令

青森県防災行政用無線通信規程(平成十二年四月青森県訓令甲第二十六号)の一部

を次のように改正する。

別表通信所の項中「青森保健通信所」を「東地方保健通信所」に、「青森保健所」

を「東地方保健所」に改める。

附 則
この訓令は、平成十八年十月一日から施行する。

告 示

青森県告示第六百八十七号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十八年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二九〇二	書籍	裏モノJAPAN 十月号 〇一八〇五・一〇	鉄人社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二九〇三		ヒミツの恋SPECIAL チャンプロード十月号増刊 〇六三三二・一〇	笠倉出版社	
二九〇四		絶対恋愛スウィート 九月号 一五五五七・九		
二九〇五		レディース・コミック微熱 十月号 〇九六六三・一〇	セブン新社	

青森県告示第六百八十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十八年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
東津軽郡今別町字袴腰一の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び今別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公

告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) カブ・大野店
青森市大字大野字前田七三の四外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重
- 三 青森市の意見の概要
交通等に係る事項について、店舗建設工実施時・開店時・繁忙期には、近隣に小学校・他商業施設・住宅地があることから、歩行者の保護に努めるほか、来店・通過車両への注意喚起・適正通行・誘導等、交通安全について特に配慮すること。
また、市道を挟んで南側に駐車場があり、南側駐車場から店舗への横断者が相当数見込まれることから、市道を走行する車両の運転手に対して、横断者に注意するよう喚起する看板等(例「横断者に注意」、「飛び出しに注意」等)を設置するな
どして、横断者・歩行者の保護に努めるよう意見する。
- 四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要
1 意見を有する者の氏名及び住所
高木紳也
青森市大字大野字若宮一八九の二三
2 意見の概要
当該店舗の敷地は荒川通りから西に向かう公道を挟んで南北に分かれているが、この公道は幅員約五・二メートルの比較的狭い道であり、現在においても車の交又には余裕のない状態となっている。当該店舗が開店となれば相当数の車の出入

りがあると予想され、特に冬の状況を考えればこの公道が利用客で混雑するのは明らかである。この公道は大野前田町会の住民の大切な生活道路となっていて、店舗の開店によって住民の交通の利便性に支障があると予想される。そこで、この公道を利用する住民歩行者の安全確保のために敷地の一部を供するなど工夫配慮をお願いしたい。

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年九月二十二日から同年十月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、下砂土路土地改良区の定款の変更を平成十八年九月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十七年度財団法人道庁県会館災害共済事業経営状況の公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により財団法人道庁県会館から平成十七年度の災害共済事業の経営状況について次のとおり通知があつたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十八年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 建物共済事業

分担金その他の収入 一、三〇〇、二九〇、二〇九 円

災害共済金、経費その他の支出 七五八、七一〇、三五四 円

正味財産 二一、六六二、五〇二、一九〇 円

二 機械損害共済事業

分担金その他の収入 七九四、八四四、〇六三 円

災害共済金、経費その他の支出 六七一、八五六、三四七 円

正味財産 六、四七八、四九二、七一六 円

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社高谷建設

二 代表者の氏名 高谷 武志

三 主たる営業所の所在地 黒石市柵の木二丁目三〇

四 許可番号 青森県知事許可（般・一六）第七二四二号

五 取消年月日 平成十八年八月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十八年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 今別興産
二 氏名 南 公夫

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字今別字今別七
四 許可番号 青森県知事許可(般・一三)第一一五六九号

五 取消年月日 平成十八年八月二十五日
六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成十八年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 堤石材株式会社

二 代表者の氏名 堤 繁人

三 主たる営業所の所在地 青森市大字駒込字月見野五五九

四 許可番号 青森県知事許可(般・一七)第一五三四八号

五 取消年月日 平成十八年八月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年八月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社三島建設

二 代表者の氏名 三上 巖

三 主たる営業所の所在地 青森市大字八幡林字三島三三の二

四 許可番号 青森県知事許可(般・一三)第一二七二六号

五 取消年月日 平成十八年八月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社山美建設

二 代表者の氏名 山田 ミワ

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町旭北一丁目三二の五一八

四 許可番号 青森県知事許可(般・一六)第二五二二号

五 取消年月日 平成十八年八月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

電気、電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七條の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年九月二十二日

十和田県土整備事務所長 小田部 幸 夫

位置	延長	幅員	指定年月日
十和田市東五番町一四一の二	七八・八〇メートル	六・〇〇メートル	平成一八・九・五

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第九十三号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査、以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

平成十八年九月二十二日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

平成十八年十月二十六日（木）午後一時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六條第三号、第四号、第五号、第六号、第八号、第九号及び第十号に掲げる次の審査並びにそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七條第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

1 施設警備業務に係る一級の審査 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であつて同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者

2 施設警備業務に係る二級の審査 常駐警備に係る旧一級検定又は旧検定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者

3 交通誘導警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

4 交通誘導警備業務に係る二級の審査 交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る旧二級検定に合格した者

6 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

7 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

1 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 合計十二人

2 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 合計十三人

- 3 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 三人
- 4 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 合計二人

四 審査の申請手続き

1 申請受付期間及び受付時間

(一) 申請受付期間
平成十八年十月十日(火)から同月十六日(月)までの間(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)に規定する行政機関の休日を除く。)

(二) 申請受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 申請受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所地を有する者は、住所地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に存する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証(以下「旧合格証」という。)(を有する者で、青森県外に住所地を有する者及び青森県外に存する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。ただし、審査申請者が(一)及び(二)に該当する場合にあっては(一)又は(二)に掲げる書面のうちいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合にあっては(一)及び(二)に掲げる書面のすべてをそれぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者

で青森県内に住所地を有する者は、住所地を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に存する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ

三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料

四千七百円の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五 審査事項等

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関すること。

(三) 警備業務の実施に関すること。

2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

六 審査申請に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七・七二三・四二二一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円一銭